

○農林水産省告示第千八百六十四号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、令和七年産の春植えばれいしよ、スイートコーン、かぼちや及び蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和六年十月二十二日

農林水産大臣 小里 泰弘

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「次のよう」の部分

都道府県名	福島県						左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
ばれいしょ	2 類	46,420円	41,780円	37,140円	32,490円	27,850円	福島県の区域
	4 類	72,170円	64,950円	57,740円	50,520円	43,300円	福島県の区域
	9 類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 16,400円 14,760円 13,120円 11,480円 9,840円					福島県の区域
		春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 46,420円 41,780円 37,140円 32,490円 27,850円					
		春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 66,020円 59,420円 52,820円 46,210円 39,610円					
		春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 72,170円 64,950円 57,740円 50,520円 43,300円					
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	1,530円	福島県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	福島県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,310円	2,930円	2,550円	2,300円	2,040円	福島県の区域

別記：

- 第一区分 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者
- 第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者
- 第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

- この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については1キログラム当たりとする。